

NTLO REVIEW

蛇の目ミシン株主代表訴訟最高裁判決にみる不当要求対策

1. 事案の概要

最高裁判所は、2006年4月10日に、取締役による忠実義務違反等に関して、取締役の責任を認める判決を言い渡しました。

この裁判の事案の概要は、次のとおりです。

「いわゆるグリーンメーラーであるKが、J社の発行済み株式を大量に取得し、J社の取締役に就任した。その後、Kは、J社の社長に対して、J社株式を暴力団に売却したと信じ込ませ、『これを取消するには300億円が必要である』などの脅迫等を行った。J社は、この脅迫に応じて、Kに対して300億円を融資し、さらに、Kからの要求に応じて債務の肩代わりと担保を提供した。」これらの金銭の交付等の行為は、会社に巨額の損失を与えたとして、当時のJ社の取締役に対して、株主代表訴訟が提起された事案です。

2. 裁判所の判断の要旨

最高裁判所は、本件について『Kは当初から300億円を返済する意思がなく、会社としてもこれを取り戻す手立てはなかったから、金員の交付を正当化すべき合理的根拠がない。Kのような暴力団関係者等会社にとって好ましくない者が、株主となることは阻止できないのであるから（上場企業の場合）、会社経営者としては、株主の地位を濫用した不当な要求がなされた場合には、法令に従った適切な対応を要求すべき義務を有するものというべきである。本件において、会社は、Kらの言動に対して、警察に届けるなどの適切な対応をすることが期待できない状況にあったということとはできないから、Kの要求に応じた行為について、過失を否定することはできない。』と判断し、取締役の忠実義務違反・善管注意義務違反を認めました。

3. 不当要求の対応について

最高裁判所は、会社の経営陣の『このまま暴力団に株式を譲渡されると、会社が崩壊してしまう。会社の損害を防ぐためには、300億円もの融資を行うことも仕方ない。』との考えに基づく行為を、やむをえないものとは認めていません。

すなわち、取締役が、犯罪に該当するような不当な要求をされたとしても、取締役は適法に対応することを期待できる状況にある場合には、警察に届けるなど、適法に対応しなければならないことを認めたものと考えられます。

新会社法施行からは、取締役には、業務適正確保体制（内部統制システム）の整備義務が明文化されています。取締役が、不当要求に直接関与せず、従業員等が関与した場合であっても、不当要求をリスク管理の1つとして会社の対応方針を決定していなければ、業務適正確保体制の整備が不十分として、取締役は善管注意義務違反に問われる可能性があります。

取締役は、自らが不当要求された場合だけでなく、従業員等が第三者より不当な要求をされた場合であっても、従業員等に対して、法令に従った適切な対応をさせなければならないのです。

そのため、例えば、「不当要求に対しては、毅然と適切に対応する」といった社員研修や、「不当要求対応マニュアル」を作成するなど、会社全体において、具体的な不当要求への対応を実施する必要があります。